

ゆうパックでお届けします

## 令和5年度葛巻町燃料等価格高騰対策支援事業 全世帯にくずまき商品券1万円分を交付します

町では、国における物価高対策のための重点支援地方交付金を活用し、家計を支援するため全世帯に1万円分のくずまき商品券を交付します。詳しくは各世帯に送付する通知文書をご確認ください。

### ▶商品券の交付方法

受け取りが確認できるゆうパックにより各世帯に郵送します。申請書の提出など特別な手続きは必要ありません。

### ▶商品券の交付時期

3月中(予定)

### ▶商品券の使用期間

交付を受けた日から6月30日(日)まで

### ▶商品券の交付を希望しない場合

商品券の交付を希望しない場合は、通知文書に同封の「受給拒否届出書」を指定する期日までにいらっしやい葛巻推進課に提出してください。

### ▶交付時期を過ぎても商品券が届かない場合

交付時期を過ぎても商品券が届かない場合は、郵送状況などを確認しますので下記にお問い合わせください。

圃いらっしやい葛巻推進課 ☎66-2111 (内線443)

▽配布する商品券の見本



若者の力、女性の感性を活かして

地域の農業・農業者のサポート役

## 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

町農業委員会は、現委員の任期が令和6年8月19日に満了することに伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。任命にあたっては地域の農業者や農業団体などから候補者の推薦を求めるほか公募を行い、その結果を公表するとともに、尊重することが義務づけられています。



毎月行われる農業委員会総会の様子

### 農業委員・農地利用最適化推進委員募集概要

募集概要	農業委員	農地利用最適化推進委員
業 務 内 容	農地の貸し借りや売買、農地転用申請などの許認可を審議します。 「農地の集約」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」など農地利用最適化の推進活動を行います。	担当する区域において、「農地の集約」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」など農地利用最適化の推進活動を行います。
募 集 人 数	9人	11人 ※中部A、江刈A、江刈B、北部、西部は各2人、中部Bは1人
推薦を受ける人および応募する人の資格	農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人	農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
応募資格のない人	①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない人 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人 ③町内に住所を有しない人	
任 期	令和6年8月20日～令和9年8月19日	令和6年8月の委嘱された日から令和9年8月19日まで
報 酬	月額23,000円	月額18,000円
推薦・応募の手続き	規定の様式に必要事項を記入のうえ、農業委員会事務局に提出してください。推薦・応募様式は農業委員会事務局窓口を設置しているほか、町のホームページからダウンロードできます。	
募 集 期 間	3月4日(月)～4月2日(火)まで(郵送の場合は4月2日必着)	
任命・委嘱までの流れ	推薦、公募があった人を委員候補者選考委員会において選考し、議会の議決を経て8月に町長が任命します。	推薦、公募があった人を8月に農業委員会総会で選任し委嘱します。
提出・問い合わせ先	町農業委員会事務局 ☎65-8986	

### 戸籍の証明書の請求が便利に

## 3月1日から戸籍制度が変わります

▶詳しくは法務省ホームページへ



### ▶戸籍証明書などの広域交付制度

戸籍証明書は、これまで本籍地でのみ交付していましたが、本籍地以外の最寄りの市区町村の窓口でも請求できるようになりました。また、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口まとめて請求できます。

### ▶戸籍の広域交付の請求ができる人

戸籍の広域交付の請求ができるのは①本人、②配偶者(婚姻後の戸籍のみ)、③父母、祖父母など(直系尊属)、④子、孫など(直系卑属)で、市区町村の窓口で請求する必要があります。郵送や代理人による申請はできません。

窓口では、本人確認のため顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)の提示が必要です。

### ▶広域交付ができない戸籍

コンピュータ化されていない戸籍や戸籍の附票、身分証明書などは広域交付の対象外です。

### ▶婚姻届などへの添付が不要になります

これまで婚姻届などに添付していた戸籍の証明書は、届書の提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認できるようになるため原則不要になりました。

さらに、届書に関する証明書が届け出た市区町村だけでなく本籍地でも発行できるようになりました(3月1日以降の届け出が対象)。請求したいときはお問い合わせください。

圃住民会計課総合窓口 ☎65-8993

